

平素過激ナレ言動ヲ下ス習癖アルモ  
ナハ進展視察ヲナレ知クハ事前檢束ヲ加ヘ  
且ハ演説ニハ遠記ヲ附シ又寫眞班ヲ特設シ  
テ諷激ナル演説者其他不穩ノ事態等可ク激  
日ノ調査資料トナリ又ハ参考ニ供スヘキ事  
象ハ一々セテ撮影シテ其行動ヲ監視シタリ  
爲比較的對稱ヲ保維スルコトヲ得タリ  
又其間不穩ノ言動アリ又ハ治安ヲ紊ルノ虞  
レアリタル者ニ對シテハ依恃ナク之ヲ檢束  
シ兵數百七名ニ遣(事前檢束ヲ含ム)シタリ  
檢束者ノ措置 附犯罪檢束  
以上檢束ニ對シテハ夫々取調ヘテナシタル  
結果公務執行妨害罪トシテ檢束ニ送致シタリ

ルニ一者(逸見一郎)拘留処分ニ附シタリ  
ノハ在ニシテ他ハ暴行兵聖日放逐シタリ  
尚當日會場ニ於テ禁止出版物傳佈者ノ之ヲ  
避シト數スル印刷物ヲ頒布シタル者ニ對シ  
テハ其後搜查ノ結果元天愛會院若手部長山  
幸勇及云々志岡沢舟二郎ノ等ヲ判罰シ亦  
出版法違反事件トシテ印刷者山本政隆ト共  
ニ檢束ニ送致シタリ  
六機城等爲組織ノ聯合  
勞働運動ノ目的ハ是トシテ勞働者ノ地位ノ  
向上生活ノ安定ヲ圖ルニアルハ故メテ或ク  
テ要ニ及リテ其目的ヲ達スル手段トシテ  
先一級團結ヲ志シテ其條件トシテ善後或シ組織